○国土交通省告示第七百六十三号

国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなった件（平成十二年建設省告示第千百七十一号）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十六年八月一日　国土交通大臣　太田　昭宏

「福島定住等緊急支援交付金及び長期避難者生活拠点形成交付金」を「福島定住等緊急支援交付金」、長期避難者生活拠点形成交付金及び福島再生加速化交付金」に改める。

一の1（一般会計）の表の目の欄中「住宅市街地総合整備促進事業費補助（地域居住機能再生推進事業及び災害時拠点強靱化緊急促進事業に限る。）」を加え、「防災・安全社会資本整備総合交付金（港湾関係の事業を除く。）」の次に「道路交通円滑化事業費補助」、「地域連携道路事業費補助」、「雪寒地域道路事業費補助」、「道路調査費補助」、「道路維持費補助」、「臨時道路除雪事業費補助」を加える。

一の1（社会資本整備事業特別会計）治水勘定の表を削る。

一の1（社会資本整備事業特別会計）道路整備勘定の表を削る。

一の1（東日本大震災復興特別会計）の表の目の欄中、「長期避難者生活拠点形成交付金」の次に「地域連携道路事業費補助」、「福島再生加速化交付金」を加える。

一の2の表を次のように改める。

（一般会計）

目
床上浸水対策特別緊急事業費補助（都市基盤河川に係るものに限る。）

一の3の表を次のように改める。

（一般会計）

目
下水道事業費補助
地下街防災推進事業費補助
震整と住宅市街地総合整備促進事業費補助（地域居住機能再生推進事業（地域型住宅等の供給の促進に関する事業に係る事務を除く。）、トラック輸送の効率化を促進する事業（荷主と運送事業者との連携による輸送網の効率化を促進する事業に係る事務を除く。）、防災・安全交付金（港湾関係の事業を除く。）に係る事務・省エネ法に基づく特定荷主の判断の基準に照らして著しく不十分な荷主に対する指導及び当該荷主の取組の公表を促進する事業に係る事務を除く。）、トラック輸送の効率化を促進する事業（荷主と運送事業者との連携による輸送網の効率化を促進する事業に係る事務を除く。）、防災・安全交付金（港湾関係の事業を除く。）に係る事務・省エネ法に基づく特定荷主の判断の基準に照らして著しく不十分な荷主に対する指導及び当該荷主の取組の公表を促進する事業に係る事務